

安芸太田町公共施設等個別施設計画



令和3年(2021年)3月

【令和8年(2026年)3月改訂】

安芸太田町

— 目 次 —

1 改訂の趣旨	1
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 対象施設	2
5 見直しの方向	3
(1) 総合管理計画に基づく目標	
(2) 見直しの視点	
(3) 施設のあり方の方向性とポイント	4
(4) 見直し状況	5
6 個別施設の見直し	6
(1) 町民文化施設【①集会施設、②文化施設】	7
(2) 社会教育施設【①図書館、②資料館等】	9
(3) スポーツ・観光レクリエーション施設	11
【①スポーツ施設、②保養施設、③観光レクリエーション施設】	
(4) 産業施設	14
(5) 子育て支援施設【①幼保・こども園、②幼児・児童施設】	15
(6) 保健・福祉施設	17
【①高齢者福祉施設、②保健施設、③その他の社会福祉施設】	
(7) 行政施設【①庁舎等、②ごみ処理施設】	20
(8) 医療施設【①病院等、②医師住宅等】	22
(9) その他施設【①火葬場、②屯所、災害備蓄倉庫等】	24
(参考資料)	
○延床面積の整理状況	26
○個別施設カルテ	27

1 改訂の趣旨

安芸太田町においては、平成29年3月に、令和17年度までの20年間を対象期間とした「安芸太田町公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、これに基づく個別施設の計画的な維持管理・更新等に向けて、令和3年3月に「安芸太田町公共施設等個別施設計画」（以下、「個別施設計画」という。）を策定した。その後、人口減少が当初の見通しを上回るペースで進んだことから、将来の人口や財政規模に見合った公共施設等の総量の最適化を図るため、令和5年5月に総合管理計画を改訂した。

令和8年度からは計画期間の後半に入るが、今後、道の駅の再整備など新たな公共施設の整備も見込まれており、既存資産の総量縮減に向けた取り組みを一層加速させる必要があることから、個別施設のあり方について、改めて見直しを行うものである。

2 計画の位置付け

本計画は、第二次安芸太田町長期総合計画の部門計画である総合管理計画に基づき策定するものであり、国のインフラ長寿命化基本計画で示された「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」に位置付けられるものである。

3 計画期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間

計画的かつ着実な実行を図るとともに、後半10年間という期間を考慮して、進捗状況を踏まえた不断の見直しが必要であり、社会情勢の変化や人口の推移、施設の利用状況等を踏まえつつ、状況に応じて柔軟に見直しを図る。

4 対象施設

基本的な考え方

計画対象施設は、公共施設の維持管理の観点から、行政財産として管理区分する施設とする。なお、令和3年3月の個別施設計画策定時に対象外とした施設のうち、「延床面積が100㎡未満の建物」及び、「単体の建物で簡易なもの」については、改めて対象施設に加える。

※計画対象外施設

- 普通財産
- 歴史的建造物
- 既に除却済みの施設

《建物施設状況》

(令和7年4月1日時点)

施設種類	施設数	面積 (㎡)	施設種類	施設数	面積 (㎡)
町民文化施設	19	17,905	行政施設	8	9,619
社会教育施設	6	429	その他施設	29	2,886
スポーツ・観光レクリエーション施設	40	18,477	医療施設	10	12,140
産業施設	6	1,524	小計	135	74,829
子育て支援施設	8	4,277	※公営住宅	25	10,061
保健・福祉施設	8	7,573	※学校教育施設	9	17,640
			合計	169	102,530

※公営住宅及び学校教育施設は個別施設計画内での見直しは行わず、それぞれの管理計画により運用する。

5 見直しの方向

(1) 総合管理計画に基づく目標

《達成目標とする面積及び削減率》

○総延床面積（令和17年度末） ⇒ 82,065㎡（20,465㎡の削減）

○削減率（ ” ） ⇒ 30.0%以上

(2) 見直しの視点

基本目標に掲げる建物資産の総量適正化の達成を目指し、個別施設ごとに必要性やあり方の検討を行うことで将来の方向性を見直しを図るため、次の視点を見直しの基準として設定する。

《5つの視点》

視 点	見直しのポイント
① 施設の必要性	人口減少や社会情勢の変化とともに稼働状況が低迷し、その存在意義や必要性が低下した施設については、廃止を視野に入れた検討を進める。
② 施設の老朽化	残存耐用年数や施設の劣化度、安全性、耐震性、今後の大規模改修の見通しなども勘案した上で、費用対効果の観点から施設の方向性を検討する。
③ 施設の集約化	将来を見据えた利用の可能性を考慮し、施設の集約化等を進めることにより、類似施設の総量の適正化を図るとともに、効率的で持続可能な施設運営を目指す。
④ 地元への譲渡	設置当初は公の施設として位置付けられていた施設であっても、実態として日常的な利用者が地域住民に限定される施設については、地元への譲渡を基本として検討を進める。
⑤ 民間活用の可能性	適正管理の観点から、サービス内容が民間と競合している施設や民間による利活用の可能性が見込まれる施設については、積極的に民間への売却や貸付を検討する。

(3) 施設のあり方の方向性とポイント

見直しの視点に基づき、施設のあり方の方向性を次の4つの区分とする。

区分 (方向性)	ポイント
地元譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 現況として、利活用者が地元住民に限定される施設や自治会を管理者として運用する施設であり、今後も地元が必要とされるものについては、施設の地元譲渡を前提とすることとし、地元が必要とされない場合には、用途廃止を進める。 ▶ 集会所施設の譲渡協議に際しては、地域の実情を十分に考慮したうえで、地元との丁寧な協議を重ねることとし、引渡し前の施設整備などを、慎重に検討する。また、譲渡後の維持管理費用に対し、時限的な負担を協議・検討するとともに、譲渡により発生する旧地元集会所施設の廃止についても、補助金などを検討する。
売却・貸付	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間等による活用可能性が見込まれる施設は、売却・貸付を積極的に検討する。また、第3者への売却や貸付後に対し、活用内容や管理状況への懸念もあることから、現行の利活用の継承を目指すため、用途指定等を付帯要件とする。
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 既に活用の役割を終えている施設や他施設に機能集約し不要となる施設、大型設備等の老朽化が著しい施設などについては、用途廃止を検討する。また、用途廃止後に活用希望のある施設については、慎重かつ柔軟に検討・対応を行う。 ▶ 廃止予定の施設内に保管する物品等については、処分や管理の方法について慎重に検討する。
町管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政運営及び住民サービスの提供等に必要な施設や、将来的に整理を行う計画がある施設については、町が継続して施設管理を行うこととし、管理期間内においては、最低限の施設修繕・整備を必要に応じて実施する。 ▶ 必要に応じて耐震改修や設備改修等を実施しながら施設の長寿命化を図る。

(3) 見直し状況

《見直しの結果》

「町管理」 … 90施設

「整理」 … 45施設

《整理する施設の内訳》

○「地元譲渡」… 14施設

○「売却または廃止」… 1施設

○「売却」… 8施設

○「廃止」… 17施設

○「売却または貸付」… 5施設

合計 45施設

《町管理の施設数》

施設類型	見直し前	見直し後
(1) 町民文化施設	19施設	5施設
(2) 社会教育施設	5施設(1)	4施設(0)
(3) スポーツ・観光レクリエーション施設	28施設(12)	11施設(12)
(4) 産業施設	5施設(1)	3施設(1)
(5) 子育て支援施設	7施設(2)	7施設(0)
(6) 保健・福祉施設	8施設	3施設
(7) 行政施設	4施設(4)	3施設(4)
(8) 医療施設	5施設(5)	3施設(5)
(9) その他施設	10施設(19)	10施設(19)
施設合計	91施設(44)	49施設(41)
	135施設	90施設

※カッコ内は「簡易な建物」の施設数

《延床面積・削減率》

区分	延床面積	削減率
総合管理計画策定時点 (平成28年3月31日)	117,237㎡	—
本計画改定時点《10年目》 (令和8年3月31日)	101,335㎡	約13.6%
計画終了時点《20年目》 (令和17年3月31日)	79,459㎡	約32.2%

※面積には学校教育施設、公営住宅の数値を含む

6. 個別施設の見直し

《対象施設一覧》

対象施設類型	主な施設種別	施設数	
		施設カルテ	簡易な建物
(1) 町民文化施設	① 集会施設	16 施設	—
	② 文化施設	3 施設	—
(2) 社会教育施設	① 図書館	3 施設	—
	② 資料館等	2 施設	1 施設
(3) スポーツ・ 観光レクリエーション施設	① スポーツ施設	16 施設	8 施設
	② 保養施設	1 施設	—
	③ 観光レクリエーション施設	11 施設	4 施設
(4) 産業施設	① 産業施設	5 施設	1 施設
(5) 子育て支援施設	① 幼保・こども園	4 施設	2 施設
	② 幼児・児童施設	3 施設	—
(6) 保健・福祉施設	① 高齢者福祉施設	4 施設	—
	② 保健施設	1 施設	—
	③ その他の社会福祉施設	3 施設	—
(7) 行政施設	① 庁舎等	3 施設	4 施設
	② ごみ処理施設	1 施設	—
(8) 医療施設	① 病院等	2 施設	—
	② 医師住宅等	3 施設	5 施設
(9) その他施設	① 火葬場	1 施設	—
	② 屯所、災害備蓄倉庫等	9 施設	19 施設

(1) 町民文化施設

① 集会施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	井仁棚田交流館	<p>▶ 利用者が一定程度限定される施設や、主に自治会を介して活用している施設については原則地元譲渡とし、地元が必要としない場合には用途廃止とする。</p> <p>▶ なお、地元譲渡に当たっては、必要に応じて、町において最低限の施設整備を行うとともに、譲渡後は円滑な管理運営への移行措置として、自治振興交付金の上乗せ措置を講ずることとする。</p> <p>また、譲渡に伴い、地元において既存の集会所を廃止する場合は、解体費の補助についても検討する。</p>	地元譲渡	筒賀支所
2	東区コミュニティセンター			
3	坂原コミュニティセンター			
4	殿賀ふれあいプラザ			加計支所
5	つぼの地区交流センター			
6	安野ふれあいセンター			
7	坂根交流促進センター			
8	上殿コミュニティセンター			
9	戸河内交流センター			
10	四合生活改善センター			
11	寺領地区農業構造改善センター			
12	香南文化センター			
13	温井文化センター			
14	筒賀公民館東区分館	▶ 近隣の類似施設（東区コミュニティセンター）に機能集約し、当該施設は用途廃止とする。	用途廃止	教育課
15	修道活性化センター	▶ 広域避難所に位置付けており、引き続き町管理とする。	町管理	教育課
16	筒賀ふれあいプラザ	▶ 町の生涯学習支援機能を併設しており、引き続き町管理とする。		筒賀支所

(1) 町民文化施設

② 文化施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	川・森・文化・交流センター (広域避難所)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時の多目的利用が多く、災害時の拠点施設としても位置付けているため、引き続き町管理とする。 ただし、老朽化による大規模改修が見込まれるため、移転も視野に入れ、多目的ホールや図書館、避難所など、個別の移転先を早めに検討する。 	町管理	教育課
2	戸河内ふれあいセンター (災害時物資供給拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時の多目的利用が多く、災害時の拠点施設としても位置付けているため、引き続き町管理とする。 		
3	人材育成・交流センター「黎明館」	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 加計高等学校の存続に必要な生徒の受入れ施設であり、引き続き町管理とする。 		

(2) 社会教育施設

① 図書館

施設名		考え方	方向性	所管課
1	町立図書館 (川森文化交流センター内)	▶ 町の生涯学習の中心となる図書館については、当面町管理とするが、図書館は多機能との併設となっているため、図書館の入る建物が移転する場合は、他の施設への移転を検討する。	町管理	教育課
2	町立図書館筒賀分室 (筒賀ふれあいプラザ内)			
3	町立図書館戸河内分室 (地域支援センター内)			

(2) 社会教育施設

② 資料館等

施設名		考え方	方向性	所管課
1	郷土資料展示室 (筒賀民具収蔵庫)	▶ 収蔵品等について、外部機関の協力を得ながら整理を行ったうえで、郷土資料展示室(筒賀民具収蔵庫)に集約する。	町管理 (集約後)	教育課
2	道の口民具資料収蔵庫		用途廃止 (集約後)	
3	筒賀民具収蔵庫(倉庫) ※簡易な建物			

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

① スポーツ施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	加計町民体育館 (災害時物資供給拠点)	▶ 町内外からの利用者が多く、また災害時物資供給拠点としても位置付ける施設のため、引き続き町管理とする。	町管理	教育課
2	戸河内水泳プール (小学校付帯)	▶ 小学校に付帯するプール及び保育施設の利用に供するプールについては、引き続き町管理とする。		
3	上殿水泳プール (〃)			
4	筒賀水泳プール (〃)			
5	加計水泳プール (〃)			
6	修道水泳プール ※保育施設の利用			
7	旧津浪小学校体育館		▶ 学校統廃合により役割を終えた施設(体育館及びプール)や地元利用がなされていない施設(スポーツ広場)については、用途廃止とする。 ただし、地元において活用希望がある場合は、地元譲渡を検討する。	
8	津浪水泳プール			
9	寺領水泳プール			
10	松原水泳プール			
11	猪山水泳プール			
12	平見谷水泳プール			
13	井仁水泳プール			
14	坂原水泳プール			
15	温井水泳プール			
16	坂根スポーツ広場			
17	広場等の付帯施設 ※簡易な建物 8施設	▶ 広場等における管理棟や東屋、倉庫等の付帯施設は引き続き町管理とする。	町管理	

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

② 保養施設

	施設名	考え方	方向性	所管課
1	グリーンスパつつが	<p>▶ 観光拠点として一定の収入が見込まれるため、民間への売却を検討する。</p> <p>また、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とする。</p>	売却	産業観光課

(3) スポーツ・観光レクリエーション施設

③ 観光レクリエーション施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	龍姫湖のさと温井	<p>▶ 民間による活用が期待できることから、売却が見込まれる場合は売却を優先し、それ以外については貸付を含めて検討する。 また、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とする。</p>	売却または貸付	産業観光課
2	セリエ戸河内			
3	杉ノ泊ホビーフィールド			
4	筒賀交流の森（森林館）			
5	ぬくい夢の丘			
6	筒賀ふれあい農園	<p>▶ 民間による活用が期待できることから売却を優先するが、借地であることを踏まえ、売却が見込まれない場合は「廃止（除却）」とする。 また、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とする。</p>	売却または廃止(除却)	
7	道の駅来夢とごうち	<p>▶ 町の観光拠点としての役割を勘案し、引き続き町管理とする。</p>	町管理	
8	三段峡交流館	<p>▶ 民間活用は見込めないが、町の観光拠点としての役割を勘案し、引き続き町管理とする。</p>		
9	深入山山村生活体験施設			
10	深入山グリーンシャワー（管理棟）			
11	地域体験交流館（太田川交流館かけはし）			
12	キャンプ場トイレ ほか ※簡易な建物 4 施設	<p>▶ 他の観光レクリエーション施設に付帯する簡易施設は、引き続き町管理とする。</p>		

(4) 産業施設

①産業施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	筒賀地域食材供給施設	▶ 民間による利活用の可能性があるため、売却または貸付を検討する。	売却または貸付	産業観光課
2	ビオトープ川登			加計支所
3	本郷ライスセンター	▶ 町の農業振興施策を担う施設として位置付けているため、引き続き町管理とする。	町管理	加計支所
4	津浪ライスセンター			
5	津浪農産物処理加工施設			
6	空谷漬物貯蔵庫（倉庫） ※簡易な建物 1 施設	▶ 町の農業振興施策施設の一部であり、引き続き町管理とする。		

(5) 子育て支援施設

① 幼保・こども園

施設名		考え方	方向性	所管課
1	修道保育所	▶ 地域子育て拠点として必要な施設であり、引き続き町管理とする。	町管理	教育課
2	筒賀保育所			
3	認定こども園とごうち			
4	加計認定こども園あさひ			
5	旧戸河内幼稚園ほか ※簡易な建物 2 施設	▶ 倉庫など学校付帯施設として活用しているが、総量適正化の観点から用途廃止とする。	用途廃止	

(5) 子育て支援施設

② 幼児・児童施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	加計放課後児童クラブ	▶ 地域子育て拠点として必要なことから、引き続き町管理とする。	町管理	教育課
2	筒賀児童センター			
3	夢づくり交流館			

(6) 保健・福祉施設

① 高齢者福祉施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	戸河内デイサービスセンター	▶ 民間による一定の活用可能性が見込まれるため、売却または貸付を検討する。 また、売却に際しては、現行の利活用を継承する観点から、用途指定を付帯条件とする。	売却または貸付	健康福祉課
2	高齢者生活福祉センターひまわり			
3	地域支援センター	▶ 町の複合拠点に位置付けるため、引き続き町管理とする。	町管理	
4	サポートセンターふれあい	▶ 戸河内診療所と連携しているため、当面町管理とする。		

(6) 保健・福祉施設

② 保健施設

	施設名	考え方	方向性	所管課
1	加計保健福祉総合施設 (あんしん)	▶ 安芸太田病院の併設施設であり、引き続き町管理とする。	町管理	健康福祉課

(6) 保健・福祉施設

③ その他の社会福祉施設

施設名		考え方	方向性	所管課
1	修道せせらぎ文化センター	▶ 利用者が一定程度限定され、集会所的な活用をしていることから、他の集会施設と同様に、地元譲渡を前提に検討する。	地元譲渡	健康福祉課
2	ユニバーサルリビング やまゆり寮	▶ 民間による活用可能性が見込まれることから、売却を検討する。	売却	健康福祉課
3	筒賀福祉センター	▶ 既存の他施設（筒賀ふれあいプラザ）への機能移転を前提に用途廃止する。 ただし、広域避難所の機能については、当該施設と切り離し、別に検討が進められている筒賀拠点への移転（集約）を前提として検討する。	用途廃止	筒賀支所

(7) 行政施設

① 庁舎等

施設名		考え方	方向性	所管課
1	町役場本庁（本館・東館）	▶ 庁舎として活用しているため、引き続き町管理とする。 なお、本庁舎及び支所庁舎については、社会情勢及び財政事情を踏まえ、必要に応じて整備・改修を検討する。	町管理	総務課
2	町役場加計支所（東館・西館）			加計支所
3	町役場筒賀支所（本館・情報管理棟）			筒賀支所
4	無線中継局×3ヶ所 ほか ※簡易な建物 4 施設	▶ 町の無線中継局などとして活用しているため、引き続き町管理とする。		危機管理室 ほか

(7) 行政施設

② ごみ処理施設

	施設名	考え方	方向性	所管課
1	ポックルくろだおクリーンセンター	▶ 大型設備が老朽化している状況等を踏まえ、施設を廃止したうえで業務の民間委託化を進める。	用途廃止	衛生対策室

(8) 医療施設

① 病院等

施設名		考え方	方向性	所管課
1	安芸太田病院（入院棟・外来棟）	▶ 両施設とも町管理とするが、戸河内診療所については医療の効率化の観点から、将来的に診療機能を安芸太田病院に集約・移行する。	町管理	安芸太田町病院事業
2	安芸太田戸河内診療所			

(8) 医療施設

② 医師住宅等

施設名		考え方	方向性	所管課
1	つつじ寮	▶ 民間による運営の可能性が見込まれるため、現状の居住施設としての利用を前提に売却を検討する。	売却	安芸太田町 病院事業
2	看護師寮（第2つつじ寮）			
3	医師住宅2棟	▶ 民間による利活用の可能性が見込まれないため、引き続き町管理とする。	町管理	
4	医師住宅（小規模）ほか ※簡易な建物 5施設			

(9) その他施設

① 火葬場

	施設名	考え方	方向性	所管課
1	安芸太田町火葬場千風苑	▶ 町にとって必要不可欠な施設であり、引き続き町管理とする。	町管理	税務住民課

(9) その他施設

② 屯所、災害備蓄倉庫等

施設名		考え方	方向性	所管課
1	上殿地区災害備蓄倉庫	▶ 消防組織法に基づく施設であり、引き続き町管理とする。	町管理	危機管理室
2	寺領地区災害備蓄倉庫			
3	坪野多目的災害備蓄倉庫			
4	上本郷多目的災害備蓄倉庫			
5	川北地区災害備蓄倉庫			
6	筒賀地区災害備蓄倉庫			
7	土居地区災害備蓄倉庫			
8	修道災害備蓄倉庫			
9	消防屯所（第3分団第7部）			
10	バス待合所ほか ※簡易な建物 19 施設	▶ 町にとって必要不可欠な施設（バス待合所など）のため、引き続き町管理とする。		各所管課